

# 鹿 児 島 県 公 報

平成29年10月10日（火）第3356号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 2
- 歳入の徴収事務の委託 (港湾空港課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 3

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

### 正 誤

- 鹿児島県公報第3301号の4（平成29年3月31日付け）の一部訂正（※） (県立病院課取扱い) 3

## 告 示

### 鹿児島県告示第998号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年10月10日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ケーアイ調剤薬局指宿店	指宿市東方8320-1	平成29年10月1日	育成医療・更生医療
西原調剤薬局	鹿屋市西原一丁目23-2	平成29年10月1日	育成医療・更生医療

### 鹿児島県告示第999号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年10月10日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称

急傾斜地の崩壊	肝付町	急・松崎1, 急・丸塚1, 急・長坪1, 急・長坪2, 急・丸塚2, 急・島別當1, 急・島別當2, 急・島別當3, 急・村ノ上1, 急・松崎2, 急・丸塚3, 急・丸塚4及び急・鎌牟田1
土石流	肝付町	土・丸塚1, 土・丸塚2, 土・丸塚3, 土・丸塚4, 土・丸塚5, 土・島別當1, 土・島別當2及び土・村ノ上1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1000号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年10月10日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	肝付町	急・松崎1, 急・丸塚1, 急・長坪1, 急・長坪2, 急・丸塚2, 急・島別當1, 急・島別當2, 急・島別當3, 急・村ノ上1, 急・松崎2, 急・丸塚3, 急・丸塚4及び急・鎌牟田1
土石流	肝付町	土・丸塚1, 土・丸塚2, 土・丸塚3, 土・丸塚4, 土・丸塚5, 土・島別當1, 土・島別當2及び土・村ノ上1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第1001号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成29年10月10日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 歳入の種類

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）別表第2に定める鹿児島港本港区一般駐車場使用料

#### 2 委託の相手方

神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号  
アマノマネジメントサービス株式会社

#### 3 委託期間

平成29年10月1日から平成35年9月30日まで

### 大島支庁告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成29年10月10日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
Steady & Co	奄美市名瀬小浜町27番8号	特定非営利活動法人 Steady & Co	奄美市名瀬小浜町27番8号	内堀 亮太	平成29年9月30日	自立訓練（生活訓練）・就労継続支援B型

## 大島支庁告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年10月10日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
Steady & Co	奄美市名瀬小浜町27番8号	合同会社 Steady & Co	奄美市名瀬小浜町27番8号	内堀 亮太	平成29年10月1日	自立訓練（生活訓練）・就労継続支援B型

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第113号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年10月10日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR大海物語4MTB	株式会社三洋物産	7P1144
回胴式遊技機	マメ/A3	ベルコ株式会社	7S1079
回胴式遊技機	ドリームクルーン/GX	株式会社オーイズミ	7S1063

## 正 誤

平成29年3月31日付け鹿児島県公報第3301号の4中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
4	上から26行目	精神科部長」を「診療部長	精神科部長」を「診療部長